

## 令和4年5月 自転車マナーアップ強化月間

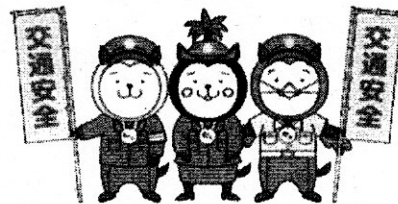
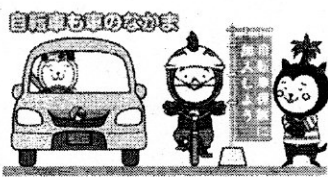
1 目的  
 自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上等を促進することにより、自転車利用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。

2 期間  
 令和4年5月1日(日)～令和4年5月31日(火)  
 ○毎月10日は「県民交通安全の日」

3 月間の重点  
 ○自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上  
 ○自転車の安全で適正な利用及び自転車保険加入の促進

### 自転車マナーアップ強化月間の具体的推進事項

- 利用者は
- 自転車は車の仲間です。  
原則として車道の左側を通行しよう。
  - 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しよう。
  - 歩道を通行する際は、歩行者優先を徹底しよう。
  - 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止を徹底しよう。
  - 傘差し、スマートフォン等の使用はやめよう。  
イヤホン等の使用は危険です。
  - 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しよう。



### 砲刃剣類所持等取締法の一部改正 ～クロスボウの所持禁止～

#### 【改正の主な内容】

- クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。
- クロスボウを所持している場合は、改正法の施行後6ヶ月以内に許可申請をするか警察に処分を依頼してください。
- 処分を依頼する場合は、最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ無償で処分します。
- 改正法は、令和4年3月15日に施行されます。



### 宮崎県交通事故相談所のご案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。

- ◆ 場所  
宮崎市橘通東2丁目10番1号  
県庁1号館4階  
☎ 0985-26-7039
- ◆ 相談日時  
月曜日～金曜日  
(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～正午  
午後1時～午後3時半

